

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように制定する。

令和5年12月12日

札幌市長 秋元克広

札幌市規則第45号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(札幌市食品衛生法施行細則の一部改正)

第1条 札幌市食品衛生法施行細則(昭和48年規則第25号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第9条中「により」の次に「、営業の譲渡」を加え、「、相続の場合にあっては省令第68条第2項各号に掲げる書類を、合併の場合にあっては省令第69条第2項の登記事項証明書を、分割の場合にあっては省令第70条第2項の登記事項証明書をそれぞれ添付して」を削る。
- (2) 様式5中

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可) <input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 水質検査の結果(使用水の種類が①以外の飲用に適する水の場合) <input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 営業の譲渡を証する書類(事業譲渡において該当する場合) <input type="checkbox"/>		
事業譲渡	<input type="checkbox"/> 事業承継による新規申請	譲渡前の施設の名称、屋号又は商号	施設の構造設備の変更の有無
	営業を譲り受けたことを証する旨		無・有
	譲渡年月日	年 月 日	

を

「

添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 水質検査の結果（使用水の種類が①以外の飲用に適する水の場合） <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

」

に改める。

(3) 様式 9 中「承継（」の次に「譲渡・」を加え、

「

地 位 を 承 継 す る 者 の 情 報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	生年月日 年 月 日生 ※届出者が個人の場合	
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄 ※相続による承継の場合

」

を

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	生年月日 年 月 日生 ※届出者が個人の場合	
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄 ※相続による承継の場合
譲渡による承継の場合	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	譲渡した者の氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	譲渡した者の住所 ※法人にあつては、所在地		
	譲渡年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類 (譲渡契約書の写し等)	

に改める。

(4) 様式 1 1 中

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 (事業譲渡の場合は省略可) <input type="checkbox"/> 営業許可証 (変更事項が営業許可証の記載事項の場合)		
	<input type="checkbox"/> 水質検査の結果 (使用水の種類が①以外の飲用に適する水の場合) <input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 営業の譲渡を証する書類 (事業譲渡において該当する場合) <input type="checkbox"/>		
事業譲渡	<input type="checkbox"/> 事業承継による新規申請	譲渡前の施設の名称、屋号又は商号	施設の構造設備の変更の有無
	営業を譲り受けたことを証する旨		無・有
	譲渡年月日 年 月 日		

を

添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 水質検査の結果（使用水の種類が①以外の飲用に適する水の場合）	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 営業許可証（変更事項が営業許可証の記載事項の場合）	<input type="checkbox"/>

に改める。

（札幌市興行場法施行細則の一部改正）

第2条 札幌市興行場法施行細則（昭和47年規則第68号）の一部を次のように改正する。

(1) 第3条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 営業の譲渡により営業者の地位を承継した者が前項の興行場営業承継届を提出する場合にあっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 譲渡契約書等の写し

(2) 営業者の地位を承継した者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し

(2) 第4条第1項中「者」の次に「又は法第2条の2第1項の規定により営業者の地位を承継した者」を加え、「第3条第1項」を「第2条第1項」に改め、「添付書類」の次に「若しくは前条第1項の届出書及び同条第2項から第4項までの添付書類」を加え、「興行場営業許可申請書記載事項変更届」を「興行場営業許可申請書等記載事項変更届」に改める。

(3) 様式4（その3）中「あて先」を「宛先」に改め、「記」を削り、同様式を様式4（その4）とする。

(4) 様式4（その2）中「あて先」を「宛先」に改め、「記」を削り、同様式を様式4（その3）とする。

(5) 様式4（その1）中「あて先」を「宛先」に改め、「記」を削り、同様式を様式4（その2）とする。

(6) 様式3の次に次の1様式を加える。

様式4 (その1)

興行場営業承継届

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

住 所

届出者

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

譲渡により興行場の営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、届け出ます。

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 興行場を譲渡した者(譲渡人)の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 4 譲渡の年月日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(7) 様式 6 中「興行場営業許可申請書記載事項変更届」を「興行場営業許可申請書等記載事項変更届」に、「あて先」を「宛先」に、「興行場営業許可申請書の」を「興行場営業許可申請書・興行場営業承継届の」に、

「記

1 営業施設の名称及び所在地」

を

「

1 営業施設の名称及び所在地」

に改める。

(札幌市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第 3 条 札幌市公衆浴場法施行細則（昭和 47 年規則第 69 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 8 条第 1 項中「公衆浴場営業許可申請書記載事項変更届」を「公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届」に改める。
- (2) 様式 5（その 3）中「あて先」を「宛先」に、「事務所所在地」を「主たる事務所の所在地」に改め、「記」を削り、同様式を様式 5（その 4）とする。
- (3) 様式 5（その 2）中「あて先」を「宛先」に、「事務所所在地」を「主たる事務所の所在地」に改め、「記」を削り、同様式を様式 5（その 3）とする。
- (4) 様式 5（その 1）中「あて先」を「宛先」に改め、「記」を削り、同様式を様式 5（その 2）とする。
- (5) 様式 4 の次に次の 1 様式を加える。

様式 5 (その 1)

公衆浴場営業承継届

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

住 所

届出者 氏 名

生年月日

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名のみ〕

電話番号

譲渡により公衆浴場の営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第 2 条の
2 第 2 項の規定により、届け出ます。

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 浴場業を譲渡した者（譲渡人）の住所及び氏名（法人にあっては、その
名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 4 譲渡の年月日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用す
ることができる。

(6) 様式 7 中「公衆浴場営業許可申請書記載事項変更届」を「公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届」に、「あて先」を「宛先」に、「公衆浴場営業許可申請書の」を「公衆浴場営業許可申請書・公衆浴場営業承継届の」

「
記
に、

1 営業施設の名称及び所在地」

「
を
に

1 営業施設の名称及び所在地」

改める。

(札幌市旅館業法施行細則の一部改正)

第 4 条 札幌市旅館業法施行細則（昭和 47 年規則第 70 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 3 条第 1 項中「又は法第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

(2) 第 4 条第 1 項中「旅館業許可申請書記載事項変更届」を「旅館業許可申請書等記載事項変更届」に改める。

(3) 第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とする。

(4) 様式 4（その 2）中「あて先」を「宛先」に、「第 3 条の 3 第 1 項」を「第 3 条の 4 第 1 項」に改め、「記」を削り、同様式を様式 4（その 3）とする。

(5) 様式 4（その 1）中「あて先」を「宛先」に、「事務所所在地」を「主たる事務所の所在地」に、「第 3 条の 2 第 1 項」を「第 3 条の 3 第 1 項」に、
「
記

1 営業施設の名称及び所在地」
を
「

1 営業施設の名称及び所在地」
に改め、同様式を様式 4（その 2）とする。

(6) 様式 3 の次に次の 1 様式を加える。

様式 4 (その 1)

旅 館 業 承 継 承 認 申 請 書

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

<譲受人>

住 所
申請者 氏 名
生年月日

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名のみ〕
電話番号

<譲渡人>

住 所
申請者 氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

旅館業法第 3 条の 2 第 1 項の規定により、承認を受けたいので申請します。

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 譲渡の予定年月日
- 4 旅館業法第 3 条第 2 項各号に該当することの有無及び該当するとき
は、その内容

注 この申請書には、保健所長が必要と認める関係書類を添付してください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(7) 様式6中「殿」を「様」に、「あつた」を「あった」に、「第3条の2第1項(第3条の3第1項)」を「(第3条の2第1項・第3条の3第1項・第3条の4第1項)」に改め、「記」を削り、「条件」を「承継の条件」に改める。

(8) 様式7中「第3条の2第2項(第3条の3第3項)」を「(第3条の2第2項・第3条の3第2項・第3条の4第3項)」に改める。

(9) 様式8中「旅館業許可申請書記載事項変更届」を「旅館業営業許可申請書等記載事項変更届」に、「あて先」を「宛先」に、「旅館業許可申請書の」を「旅館業許可申請書・旅館業承継承認申請書の」に、

「
記

1 営業施設の名称及び所在地
を
「

1 営業施設の名称及び所在地
に改める。

(札幌市理容師法施行細則の一部改正)

第5条 札幌市理容師法施行細則(平成12年規則第29号)の一部を次のように改正する。

(1) 第5条を次のように改める。

(地位の承継の届出)

第5条 省令第20条の2第1項、第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、理容所承継届(様式5)によるものとする。

2 省令第21条第2項第2号に規定する同意書は、理容所開設者相続同意証明書(様式6)とする。

(2) 様式 1 中

「 理容所を開設するので、理容師法第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

を

「 理容所を開設するので、理容師法第 11 条第 1 項の規定により、届け出ます。

に、

「

床の仕上げ	クッションフロアー	消毒室の有無	有 無
	その他 ()	消毒済器具保管設備	
腰板の仕上げ	ビニールクロス	消毒済布片保管設備	
	その他 ()	蒸気消毒器	台
作業場待合所の区画		紫外線消毒器	台
		使用消毒液	
土足・上履の別	土足・上履		

を

「

床の仕上げ	クッションフロアー	消毒済器具保管設備	
	その他 ()	消毒済布片保管設備	
腰板の仕上げ	ビニールクロス	蒸気消毒器	台
	その他 ()	紫外線消毒器	台
作業場待合所の区画		使用消毒液	

に改める。

- (3) 様式 2 中「作業場の面積」及び「いすの台数」を削り、「監視員印」を「確認印」に改める。
- (4) 様式 5 中「理容所相続承継届」を「理容所承継届」に、「あて先」を「宛先」に改め、「次のとおり」及び「記」を削り、同様式を様式 5（その 2）とする。
- (5) 様式 4 の次に次の 1 様式を加える。

様式5 (その1)

理 容 所 承 継 届

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

届出者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名のみ)

電話番号

譲渡により理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3
第2項の規定により、届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 理容所を譲渡した者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
- 3 譲渡の年月日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用す
ることができる。

- (6) 様式 6 中「理容所合併承継届」を「理容所承継届」に、「あて先」を「宛先」に改め、「次のとおり」及び「記」を削り、同様式を様式 5（その 3）とする。
- (7) 様式 7 中「理容所分割承継届」を「理容所承継届」に、「あて先」を「宛先」に改め、「次のとおり」及び「記」を削り、同様式を様式 5（その 4）とする。
- (8) 様式に次の 1 様式を加える。

様式 6

理 容 所 開 設 者 相 続 同 意 証 明 書

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

証明者 氏 名

次のとおり理容所の開設者について相続があったことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者の氏名
及び住所

注 1 証明者の氏名の部分は、理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が記名してください。

- 2 この証明書には、保健所長が必要と認める関係書類を添付してください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(札幌市美容師法施行細則の一部改正)

第6条 札幌市美容師法施行細則(平成12年規則第30号)の一部を次のように改正する。

(1) 第5条を次のように改める。

(地位の承継の届出)

第5条 省令第20条の2第1項、第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、美容所承継届(様式5)によるものとする。

2 省令第21条第2項第2号に規定する同意書は、美容所開設者相続同意証明書(様式6)とする。

(2) 様式1中

「美容所を開設するので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

を

「美容所を開設するので、美容師法第11条第1項の規定により、届け出ます。

に、

「

床の仕上げ	クッションフロアー	消毒室の有無	有 無
	その他()	消毒済器具保管設備	
腰板の仕上げ	ビニールクロス	消毒済布片保管設備	
	その他()	蒸気消毒器	台
作業場待合所の区画		紫外線消毒器	台
		使用消毒液	
土足・上履の別	土足・上履		

」

を

「

床の仕上げ	クッションフロアー	消毒済器具保管設備	
	その他()	消毒済布片保管設備	
腰板の仕上げ	ビニールクロス	蒸気消毒器	台
	その他()	紫外線消毒器	台
作業場待合所の区画		使用消毒液	

に改める。

- (3) 様式2中「作業場の面積」及び「いすの台数」を削り、「監視員印」を「確認印」に改める。
- (4) 様式5中「美容所相続承継届」を「美容所承継届」に、「あて先」を「宛先」に改め、「次のとおり」及び「記」を削り、同様式を様式5（その2）とする。
- (5) 様式4の次に次の1様式を加える。

様式5 (その1)

美 容 所 承 継 届

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

届出者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名のみ)

電話番号

譲渡により美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2
第2項の規定により、届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 美容所を譲渡した者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
- 3 譲渡の年月日

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用す
ることができる。

- (6) 様式6中「美容所合併承継届」を「美容所承継届」に、「あて先」を「宛先」に改め、「次のとおり」及び「記」を削り、同様式を様式5（その3）とする。
- (7) 様式7中「美容所分割承継届」を「美容所承継届」に、「あて先」を「宛先」に改め、「次のとおり」及び「記」を削り、同様式を様式5（その4）とする。
- (8) 様式に次の1様式を加える。

様式6

美容所開設者相続同意証明書

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

証明者 氏 名

次のとおり美容所の開設者について相続があったことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者の氏名及び住所

注1 証明者の氏名の部分は、美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が記名してください。

- 2 この証明書には、保健所長が必要と認める関係書類を添付してください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(札幌市クリーニング業法施行細則の一部改正)

第7条 札幌市クリーニング業法施行細則(平成12年規則第32号)の一部を次のように改正する。

(1) 第5条中「及び第2条の4第1項」を「、第2条の4第1項及び第2条の5第1項」に、「相続・合併・分割承継届」を「クリーニング所(無店舗取次店)承継届」に改め、同条に次の1項を加える。

2 省令第2条の3第2項第2号に規定する同意書は、クリーニング所(無店舗取次店)営業者相続同意証明書(様式8)とする。

(2) 様式3中「監視員印」を「確認印」に改める。

(3) 様式7を次のように改める。

様式7 (その1)

クリーニング所（無店舗取次店）承継届

年 月 日

（宛先）札幌市保健所長

届出者 住 所

氏 名

生年月日

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名のみ〕

電話番号

譲渡により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、届け出ます。

- 1 クリーニング所（無店舗取次店）の名称
- 2 施設の所在地（無店舗取次店にあっては、業務用車両の保管場所）
- 3 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号（無店舗取次店の場合のみ）
- 4 営業を譲渡した者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 5 譲渡の年月日 年 月 日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(4) 様式に次の4様式を加える。

様式7 (その2)

クリーニング所 (無店舗取次店) 承継届

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

届出者 住 所

氏 名

生年月日

電話番号

相続により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、届け出ます。

- 1 クリーニング所 (無店舗取次店) の名称
- 2 施設の所在地 (無店舗取次店にあっては、業務用車両の保管場所)
- 3 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号 (無店舗取次店の場合のみ)
- 4 被相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
- 5 相続開始の年月日 年 月 日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式7 (その3)

クリーニング所（無店舗取次店）承継届

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

届出者 主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

電話番号

合併により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、届け出ます。

- 1 クリーニング所（無店舗取次店）の名称
- 2 施設の所在地（無店舗取次店にあつては、業務用車両の保管場所）
- 3 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号（無店舗取次店の場合のみ）
- 4 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 5 合併の年月日 年 月 日

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式7 (その4)

クリーニング所（無店舗取次店）承継届

年 月 日

（宛先）札幌市保健所長

届出者 主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

電話番号

分割により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、届け出ます。

- 1 クリーニング所（無店舗取次店）の名称
- 2 施設の所在地（無店舗取次店にあっては、業務用車両の保管場所）
- 3 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号（無店舗取次店の場合のみ）
- 4 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 5 分割の年月日 年 月 日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 8

クリーニング所（無店舗取次店） 営業者相続同意証明書

年 月 日

（宛先）札幌市保健所長

証明者 氏 名

次のとおりクリーニング所（無店舗取次店）の営業者について相続があったことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 クリーニング所（無店舗取次店）の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者の氏名及び住所

注 1 証明者の氏名の部分は、クリーニング所（無店舗取次店）の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が記名してください。

- 2 この証明書には、保健所長が必要と認める関係書類を添付してください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。